

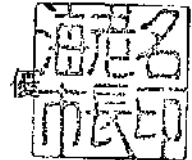


海老名市告示第63号

令和8年第1回海老名市議会定例会において可決された下記予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月30日

海老名市長 内野



記

- 議案第27号 令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第28号 令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 令和8年度海老名市一般会計予算
- 議案第30号 令和8年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度海老名市介護保険事業特別会計予算
- 議案第32号 令和8年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第33号 令和8年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 議案第34号 令和8年度海老名市公共下水道事業会計予算
- 議案第35号 令和7年度海老名市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第36号 令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第37号 令和8年度海老名市一般会計補正予算（第1号）

令和8年3月26日

海老名市長

内 野 優 殿



海老名市議会議長

永 井 浩 介



予算の議決について（送付）

令和8年3月26日第1回海老名市議会定例会において、議決した下記の予算を、
地方自治法第219条第1項の規定により、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第27号 令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第28号 令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 令和8年度海老名市一般会計予算
- 議案第30号 令和8年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度海老名市介護保険事業特別会計予算
- 議案第32号 令和8年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第33号 令和8年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 議案第34号 令和8年度海老名市公共下水道事業会計予算
- 議案第35号 令和7年度海老名市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第36号 令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第37号 令和8年度海老名市一般会計補正予算（第1号）

以上

議案第27号

令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度海老名市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,321千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,791,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

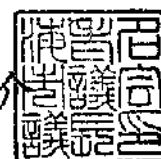
令和8年2月24日提出

海老名市長 内野 優

令和8年3月26日 原案のとおり可決

海老名市議会議長

永井浩介



第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 利子割交付金		16,000	22,000	38,000
	1 利子割交付金	16,000	22,000	38,000
7 地方消費税交付金		3,312,000	300,000	3,612,000
	1 地方消費税交付金	3,312,000	300,000	3,612,000
12 分担金及び負担金		1,972,961	△4,209	1,968,752
	1 負担金	1,972,961	△4,209	1,968,752
14 国庫支出金		14,154,206	△61,791	14,092,415
	2 国庫補助金	4,431,996	△61,791	4,370,205
15 県支出金		4,908,699	△20,024	4,888,675
	2 県補助金	1,322,993	△20,024	1,302,969
16 財産収入		374,856	84,149	459,005
	2 財産売却収入	279,861	84,149	364,010
18 繰入金		2,841,444	30,196	2,871,640
	2 基金繰入金	2,856,850	30,196	2,687,046
21 市債		5,071,700	17,000	5,088,700
	1 市債	5,071,700	17,000	5,088,700
歳入合計		67,424,401	367,321	67,791,722

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		7,640,488	△22,556	7,617,932
	1 総務管理費	5,763,930	△18,673	5,745,257
	2 徴税費	1,317,571	△3,883	1,313,688
3 民生費		28,577,684	△118,486	28,459,198
	1 社会福祉費	12,935,959	23,252	12,959,211
	2 児童福祉費	13,170,831	△141,738	13,029,093
4 衛生費		4,300,791	49,509	4,350,300
	1 保健衛生費	1,885,276	49,509	1,934,785
7 商工費		3,013,679	△2,000	3,011,679
	1 商工費	3,013,679	△2,000	3,011,679
8 土木費		5,518,840	26,900	5,545,740
	2 道路橋りょう費	1,537,612	△9,100	1,528,512
	4 都市計画費	3,477,069	36,000	3,513,069
9 消防費		4,763,338	△8,526	4,754,812
	1 消防費	4,763,338	△8,526	4,754,812
10 教育費		7,460,446	42,131	7,502,577
	2 小学校費	1,593,326	6,000	1,599,326
	4 社会教育費	1,517,836	9,025	1,526,861
	5 保健体育費	804,747	27,106	831,853
13 諸支出金		2,218,416	400,349	2,618,765
	2 基金費	2,214,916	400,349	2,615,265
歳 出	合 計	67,424,401	367,321	67,791,722

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障がい福祉システム改修業務委託	14,393
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	11,066
3 民生費	2 児童福祉費	勝瀬保育園建替え補助金	230,404
6 農林水産業費	1 農業費	本郷地区農作業道整備工事	50,200
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道2771号線ほか1路線歩道整備工事	31,595
8 土木費	2 道路橋りょう費	上郷河原口本線側道(南側)改良工事	35,560
8 土木費	4 都市計画費	海老名駅東口周辺整備設計委託	49,871
8 土木費	4 都市計画費	(仮称)大谷・杉久保地区公園整備事業	449,345
8 土木費	4 都市計画費	海老名市地域公共交通協議会負担金	111,100
9 消防費	1 消防費	防災ガイドブック作成等業務	10,098

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画整備 事業	234,500	証書借入 又は証券発 行。 なお、起 債の全部又 は一部を翌 年度に繰り 越して借り 入れること ができる。	年5.0% 以内(ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	借入れの日 から据置期間 を含め、30年 以内に償還す る。 ただし、市 財政の都合に より繰上償還、 償還年限の短 縮又は本議決 の範囲内で借 換えること ができる。	251,500	証書借入 又は証券発 行。 なお、起 債の全部又 は一部を翌 年度に繰り 越して借り 入れること ができる。	年5.0% 以内(ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	借入れの日 から据置期間 を含め、30年 以内に償還す る。 ただし、市 財政の都合に より繰上償還、 償還年限の短 縮又は本議決 の範囲内で借 換えること ができる。
計	5,071,700				5,088,700			

議案第28号

令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度海老名市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314,135千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,032,379千円とする。

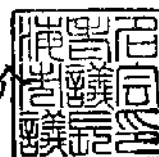
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日提出

海老名市長 内野 優

令和8年3月26日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永井浩介



第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		千円 7,907,896	千円 314,135	千円 8,222,031
	1 県補助金	7,907,896	314,135	8,222,031
歳入	合計	11,718,244	314,135	12,032,379

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 保険給付費		7,766,767	314,135	8,080,902
	1 療養諸費	6,674,800	267,033	6,941,833
	2 高額療養費	1,042,867	47,102	1,089,969
歳 出	合 計	11,718,244	314,135	12,032,379

議案第 29号

令和 8 年度海老名市一般会計予算

令和 8 年度海老名市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61,711,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 24 日提出

海老名市長 内 野 優

令和 8 年 3 月 26 日 原案のとおり可決

海老名市議会議長

永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 28,387,519
	1 市民税	13,062,350
	2 固定資産税	12,382,137
	3 軽自動車税	225,749
	4 市たばこ税	1,056,616
	5 都市計画税	1,660,667
2 地方譲与税		281,000
	1 地方揮発油譲与税	54,000
	2 自動車重量譲与税	210,000
	3 森林環境譲与税	17,000
3 利子割交付金		31,000
	1 利子割交付金	31,000
4 配当割交付金		289,000
	1 配当割交付金	289,000
5 株式等譲渡所得割交付金		389,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	389,000
6 法人事業税交付金		456,000
	1 法人事業税交付金	456,000
7 地方消費税交付金		3,735,000
	1 地方消費税交付金	3,735,000
8 環境性能割交付金		500
	1 環境性能割交付金	500
9 地方特例交付金		259,464
	1 地方特例交付金	259,464
10 地方交付税		40,000
	1 地方交付税	40,000

款	項	金額
11 交通安全対策特別交付金		千円 17,000
	1 交通安全対策特別交付金	17,000
12 分担金及び負担金		768,614
	1 負担金	768,614
13 使用料及び手数料		576,524
	1 使用料	257,196
	2 手数料	319,328
14 国庫支出金		11,954,156
	1 国庫負担金	9,990,142
	2 国庫補助金	1,936,240
	3 委託金	27,774
15 県支出金		5,342,475
	1 県負担金	3,298,344
	2 県補助金	1,757,168
	3 委託金	286,963
16 財産収入		481,591
	1 財産運用収入	307,525
	2 財産売却収入	174,066
17 寄附金		703,300
	1 寄附金	703,300
18 繰入金		1,030,013
	1 特別会計繰入金	1,030
	2 基金繰入金	1,028,983
19 繰越金		800,000
	1 繰越金	800,000
20 諸収入		921,744

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	19,776
	2 市預金利子	2,034
	3 貸付金元利収入	76,200
	4 公営企業貸付金元利収入	1,650
	5 雑入	822,084
21 市債		5,247,100
	1 市債	5,247,100
歳入	合計	61,711,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 304,606
	1 議会費	304,606
2 総務費		6,683,502
	1 総務管理費	5,579,717
	2 徴税費	714,397
	3 戸籍住民基本台帳費	289,872
	4 選挙費	49,362
	5 統計調査費	5,926
	6 監査委員費	44,228
3 民生費		28,363,248
	1 社会福祉費	13,675,019
	2 児童福祉費	12,305,013
	3 生活保護費	2,375,716
	4 災害救助費	7,500
4 衛生費		4,593,380
	1 保健衛生費	2,083,810
	2 清掃費	2,509,570
5 労働費		85,534
	1 労働諸費	85,534
6 農林水産業費		375,082
	1 農業費	375,082
7 商工費		631,721
	1 商工費	631,721
8 土木費		5,361,756
	1 土木管理費	266,884
	2 道路橋りょう費	1,552,576

款	項	金額
	3 河川費	17,636
	4 都市計画費	3,447,443
	5 住宅費	77,217
9 消防費		2,957,305
	1 消防費	2,957,305
10 教育費		8,408,256
	1 教育総務費	3,127,120
	2 小学校費	1,712,350
	3 中学校費	842,377
	4 社会教育費	1,544,700
	5 保健体育費	1,181,709
11 災害復旧費		1,000
	1 公共施設・公用施設災害復旧費	1,000
12 公債費		2,877,319
	1 公債費	2,877,319
13 諸支出金		1,018,291
	1 災害援護資金貸付金	3,500
	2 基金費	1,014,791
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	61,711,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	わかば会館大規模改修事業費	199,300	令和8年度	147,500
				令和9年度	51,800
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道1889号線道路改良事業費	189,000	令和8年度	130,000
				令和9年度	59,000
10 教育費	3 中学校費	今泉中学校増築校舎整備事業費	500,000	令和8年度	350,000
				令和9年度	150,000

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
えびな市議会だより印刷	令和9年度	801
市議会速記・反訳等事務委託	令和9年度	2,139
市民活動推進補助金	令和8年度 ～ 令和9年度	2,200
本庁舎無停電電源装置更新工事	令和8年度 ～ 令和9年度	34,600
本庁舎増築棟等賃貸借	令和8年度 ～ 令和30年度	1,810,000
市・県民税及び森林環境税当初課税業務補助委託	令和9年度	7,000
市・県民税納税通知書等製本及び封入封緘業務	令和9年度	4,343
軽自動車税納税通知書等印刷及び封入封緘業務	令和9年度	886
固定資産税・都市計画税納税通知書等製本及び封入封緘業務	令和9年度	3,032
県知事及び県議会議員選挙業務	令和8年度 ～ 令和9年度	30,274
就労前準備訓練業務委託	令和9年度 ～ 令和11年度	37,900
居場所支援業務委託	令和9年度 ～ 令和11年度	9,400
柏ヶ谷保育園給食調理業務委託	令和8年度 ～ 令和11年度	68,205
上河内保育園給食調理業務委託	令和8年度 ～ 令和11年度	67,967
中新田保育園（既存棟）（西棟）・門沢橋保育園給食調理業務委託	令和8年度 ～ 令和11年度	128,555
指定収集袋作製業務委託	令和8年度 ～ 令和9年度	70,000
指定収集袋セットアップ等業務委託	令和8年度 ～ 令和9年度	1,371
有害鳥獣捕獲等業務委託	令和8年度 ～ 令和9年度	3,974

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進支援事業奨励補助金	令和8年度 ～ 令和12年度	94,000
道路植栽・道路施設維持管理及びパトロール業務委託	令和8年度 ～ 令和9年度	95,200
(仮称)海老名市都市交通マスタープラン策定業務	令和9年度 ～ 令和10年度	24,800
海老名駅寒川駅間路線バス運行負担金	令和8年度 ～ 令和9年度	15,000
情報教育支援業務	令和9年度	1,382
G I G A スクール構想対応常駐情報教育支援業務	令和9年度	1,415
学習者用端末フィルタリング導入	令和8年度 ～ 令和9年度	5,676
小・中学校給食調理等業務委託	令和8年度 ～ 令和11年度	1,444,437
学校給食費納入通知書等印刷及び封入封緘業務委託	令和8年度 ～ 令和9年度	1,637

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター大規模改修事業	93,600	証券借入又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えることができる。
市庁舎大規模改修事業	81,100	同 上	同 上	同 上
(仮称)文化交流拠点施設整備事業	31,100	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備事業	1,051,900	同 上	同 上	同 上
衛生施設整備事業	184,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業	14,600	同 上	同 上	同 上
道路橋りょう整備事業	778,700	同 上	同 上	同 上
都市計画整備事業	1,535,600	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	236,900	同 上	同 上	同 上
小学校施設整備事業	604,700	同 上	同 上	同 上
中学校施設整備事業	366,300	同 上	同 上	同 上
(仮称)河原口高水敷スポーツ・コミュニティ広場整備事業	265,100	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付金	3,500	同 上	無利子	11年以内年賦、半年賦又は月賦元金均等償還。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
計	5,247,100			

議案第 30号

令和 8 年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度海老名市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,915,869 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

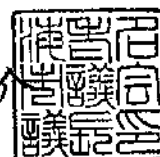
令和 8 年 2 月 24 日提出

海老名市長 内 野 優

令和 8 年 3 月 26 日 原案のとおり可決

海老名市議会議長

永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 2,628,371
	1 国民健康保険税	2,628,371
2 県支出金		8,120,385
	1 県補助金	8,120,385
3 財産収入		731
	1 財産運用収入	731
4 繰入金		1,135,321
	1 他会計繰入金	1,135,321
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		21,061
	1 延滞金、加算金及び過料	10,059
	2 市預金利子	1
	3 雑入	11,001
歳入	合計	11,915,869

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円
		204,662
	1 総務管理費	178,629
	2 徴税費	25,423
2 保険給付費	3 運営協議会費	610
		7,969,778
	1 療養諸費	6,840,209
	2 高額療養費	1,080,519
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	40,000
3 国民健康保険事業費納付金	5 葬祭諸費	9,000
		3,563,839
	1 医療給付費分	2,328,905
	2 後期高齢者支援金等分	842,694
	3 介護納付金分	307,380
4 保健事業費	4 子ども・子育て支援納付金分	84,860
		131,859
	1 特定健康診査等事業費	89,923
5 基金積立金	2 保健事業費	41,936
		731
6 諸支出金	1 基金積立金	731
		35,000
7 予備費	1 償還金及び還付加算金	35,000
		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		11,915,869

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険資格確認書印刷及び封入封緘等業務	令和8年度 ～ 令和9年度	3,256
国民健康保険税帳票類及び封筒印刷業務	令和8年度 ～ 令和9年度	5,463
特定健診受診券作成業務	令和8年度 ～ 令和9年度	3,206

議案第 31号

令和 8 年度海老名市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度海老名市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11, 273, 273 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

海老名市長 内 野 優

令和 8 年 3 月 26 日 原案のとおり可決

海老名市議会議長

永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額 千円
1 保険料		2,374,538
	1 介護保険料	2,374,538
2 国庫支出金		2,043,211
	1 国庫負担金	1,845,626
	2 国庫補助金	197,585
3 支払基金交付金		2,841,825
	1 支払基金交付金	2,841,825
4 県支出金		1,549,055
	1 県負担金	1,457,446
	2 県補助金	91,609
5 財産収入		25,653
	1 財産運用収入	25,653
6 繰入金		2,415,614
	1 他会計繰入金	1,762,703
	2 基金繰入金	652,911
7 繰越金		12,000
	1 繰越金	12,000
8 諸収入		11,377
	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 市預金利子	200
	3 雑入	11,157
歳入	合計	11,273,273

歳 出

款	項	金 額 千円
1 総務費		313,911
	1 総務管理費	191,506
	2 徴収費	18,168
	3 介護認定審査会費	104,237
2 保険給付費		10,184,202
	1 介護サービス諸費	9,865,528
	2 高額サービス費	290,306
	3 諸費	8,724
	4 市町村特別給付費	19,644
3 地域支援事業費		602,858
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	30,177
	2 包括的支援事業・任意事業費	240,862
	3 一般介護予防事業費	79,510
	4 介護予防・日常生活支援総合事業費	252,309
4 保健福祉事業費		134,649
	1 保健福祉事業費	134,649
5 基金積立金		25,653
	1 基金積立金	25,653
6 諸支出金		4,000
	1 償還金及び還付加算金	4,000
7 予備費		8,000
	1 予備費	8,000
歳 出	合 計	11,273,273

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和8年度 ～ 令和9年度	2,833

議案第 32号

令和 8 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度海老名市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 058, 359 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

海老名市長 内 野 優

令和 8 年 3 月 26 日 原案のとおり可決

海老名市議会議長

永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額 千円
1 後期高齢者医療保険料		2,485,948
	1 後期高齢者医療保険料	2,485,948
2 後期高齢者医療広域連合支出金		80,840
	1 後期高齢者医療広域連合補助金	80,840
3 繰入金		476,341
	1 他会計繰入金	476,341
4 繰越金		11,000
	1 繰越金	11,000
5 諸収入		4,230
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 償還金及び還付加算金	4,100
	3 市預金利子	30
歳入	合計	3,058,359

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 82,672
	1 総務管理費	70,612
	2 徴収費	12,060
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,825,283
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,825,283
3 保健事業費		135,274
	1 保健事業費	135,274
4 諸支出金		5,130
	1 償還金及び還付加算金	4,100
	2 繰出金	1,030
5 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳	出	合 計
		3,058,359

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料帳票及び封筒印刷業務	令和8年度 ～ 令和9年度	3,225
後期高齢者健診受診券作成業務	令和8年度 ～ 令和9年度	3,401

議案第 33 号

令和 8 年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 8 年度海老名市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,996 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

海老名市長 内 野 優

令和 8 年 3 月 26 日 原案のとおり可決

海老名市議会議長

永 井 浩 介



第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 10,996
	1 他会計繰入金	10,996
歳入	合計	10,996

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		千円 10,996
	1 公債費	10,996
歳 出	合 計	10,996

議案第34号

令和8年度海老名市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度海老名市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積	1,713ha
(2) 年間有収水量	16,788,011m ³
(3) 一日平均有収水量	45,994m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設事業費	889,646千円
イ 相模川流域下水道建設費負担金	159,353千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,415,464千円
第1項 営業収益		2,330,616千円
第2項 営業外収益		1,084,846千円
第3項 特別利益		2千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,252,073千円
第1項 営業費用		2,994,185千円
第2項 営業外費用		256,338千円
第3項 特別損失		50千円
第4項 予備費		1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額946,921千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,606千円、過年度分損益勘定留保資金716,756千円、当年度分損益勘定留保資金147,559千円で補てんするものとする)。

収		入
第1款	資本的収入	985,588千円
第1項	企業債	868,600千円
第2項	国庫補助金	72,000千円
第3項	分担金及び負担金	8,871千円
第4項	他会計負担金	32,902千円
第5項	他会計補助金	3,215千円

支		出
第1款	資本的支出	1,932,509千円
第1項	建設改良費	1,119,363千円
第2項	企業債償還金	811,646千円
第3項	予備費	1,500千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公共下水道 20 分区枝線整備 事業	114,000 千円	令和 8 年度	46,000 千円
				令和 9 年度	68,000
1 資本的 支出	1 建設 改良費	貫抜一号幹線 排水路改修事業	304,000	令和 8 年度	88,000
				令和 9 年度	216,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
公共下水道流量測定 総合管理業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	51,904千円
水洗便所改造等資金 貸付金利子補給金	令和9年度から 令和13年度まで	借入期間中における融資残高 につき年利5.0%以内の割合で 計算した利子相当額
水洗便所改造等資金 として融資した金融 機関に対する損失補 償	令和9年度から 令和13年度まで	改造等資金を80,000千円の範 囲内で融資した金融機関がその ために損失を受けた場合には 12,000千円を限度として元金及 び期限後の利子を補償する。
公共下水道事業会計 事務指導助言・消費 税申告等業務委託	令和9年度	2,024千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 719,400	証券借入又は 証券発行。 なお、起債の 全部又は一部を 翌年度に繰り越 して借り入れる ことができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率の 見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利 率)	借入の日から 据置期間を含め、 40年以内に償還 する。 ただし、企業財 政上の都合によ り繰上償還、償還 年限の短縮又は 本議決の範囲内 で借り換えるこ とができる。
相模川流域 下水道事業	149,200			
計	868,600			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用
- (2) 営業費用と特別損失
- (3) 営業外費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 139,017千円

(他会計からの補助金)

第11条 災害復旧費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受け
る金額は、3,215千円である。

令和8年2月24日提出

海老名市長 内野 優

令和8年3月26日 原案のとおり可決

海老名市議会議長

永井浩介



議案第35号

令和7年度海老名市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度海老名市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,318,772千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

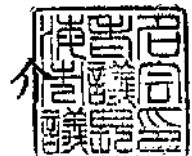
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月26日提出

海老名市長 内野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永井 浩



第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		14,092,415	263,525	14,355,940
	2 国庫補助金	4,370,205	263,525	4,633,730
18 繰入金		2,871,640	25	2,871,665
	2 基金繰入金	2,687,046	25	2,687,071
21 市債		5,088,700	263,500	5,352,200
	1 市債	5,088,700	263,500	5,352,200
歳入	合計	67,791,722	527,050	68,318,772

歳 出

款	項	補正前の額 : 補 正 額		計
		千円	千円	
10 教育費		7,502,577	527,060	8,029,627
	5 保健体育費	831,853	527,050	1,358,903
歳 出 合 計		67,791,722	527,050	68,318,772

第2表 継続費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	5 保健体育費	河原口高水敷「(仮称)スポーツ・コミュニティ広場」整備事業費	855,000	令和7年度	247,950	855,000	令和7年度	775,000
				令和8年度	607,050		令和8年度	80,000

第3表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)河原口高水敷スポーツ・コミュニティ広場整備事業	102,500	証書借入 又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。	366,000	証書借入 又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。
計	5,088,700				5,352,200			

議案第36号

令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度海老名市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,305,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月26日提出

海老名市長 内野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永井 浩 介



第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 県支出金		8,222,031	273,604	8,495,635
	1 県補助金	8,222,031	273,604	8,495,635
歳入	合計	12,032,379	273,604	12,305,983

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 8,080,902	千円 273,604	千円 8,354,506
	1 療養諸費	6,941,833	217,781	7,159,614
	2 高額療養費	1,089,969	55,823	1,145,792
歳 出	合 計	12,032,379	273,604	12,305,983

議案第37号

令和8年度海老名市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度海老名市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ527,050千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,183,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月26日提出

海老名市長 内野 優

同日 原案のとおり可決

海老名市議会議長 永井 浩



第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		11,954,156	△263,525	11,690,631
	2 国庫補助金	1,936,240	△263,525	1,672,715
18 繰入金		1,030,013	△26,325	1,003,688
	2 基金繰入金	1,028,983	△26,325	1,002,658
21 市債		5,247,100	△237,200	5,009,900
	1 市債	5,247,100	△237,200	5,009,900
歳入	合計	61,711,000	△527,050	61,183,950

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 教育費		8,408,258	△527,050	7,881,206
	5 保健体育費	1,181,709	△527,050	654,659
歳 出	合 計	61,711,000	△527,050	61,183,950

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)河原口高水敷スポーツ・コミュニティ広場整備事業	265,100	証書借入又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。	27,900	証書借入又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。
計	5,247,100				5,009,900			



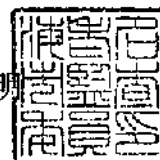
海老名市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市長室の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和8年3月30日

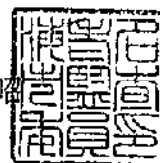
海老名市監査委員

雨宮 徳明



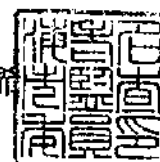
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

宇田川 希



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【市長室】

(1) 秘書課

市長及び副市長の秘書に関すること。儀式及び交際に関すること。褒賞及び表彰に関すること。市長会等に関すること。特命事項の調査研究に関すること。

(2) 文書法制課

議会の招集及び議案の調製に関すること。議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡に関すること。文書の收受、審査、保存等に関すること。条例、規則等例規に関すること。条例、規則等例規に関すること。法令の解釈運用に関すること。情報公開に関すること。個人情報保護に関すること。行政不服審査会に関すること。公印に関すること。行政訴訟に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。

(3) 職員課

職員の任免、分限、賞罰その他の身分及び服務に関すること。職員の配置に関すること。職員の研修に関すること。職員定数に関すること。職員団体との折衝に関すること。職員の採用試験及び選考に関すること。職員の給与その他の給付に関すること。職員の安全衛生に関すること。職員の公務災害に関すること。職員の福利厚生に関すること。

(4) シティプロモーション課

広報（WEB 広報を含む。）に関すること。報道機関との連絡調整に関すること。シティプロモーションの推進に関すること。イメージキャラクターに関すること。

(5) IT 推進課

情報システムに係る総合企画及び調整に関すること。電子自治体の推進に関すること。情報セキュリティに関すること。電子計算業務に係る企画及び調整に関すること。電子計算機の運用管理に関すること。自主統計に関すること。基幹統計に関すること。

(6) 危機管理課

危機管理に係る計画及び運用に関すること。特殊地下壕に関すること。急傾斜地崩壊防止に関すること。自衛官募集に関すること。危機管理に係る基盤整備及び維持管理に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和7年2月1日から令和8年1月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庶務に関する事務
- (5) 補助金交付等に関する事務

5 監査年月日

令和8年3月24日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付等事務については、シティプロモーション課の次の点を除き、適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。

・海老名市諸収入金に対する延滞金徴収条例第1条の規定によりその他の本市の収入を納期限までに完納しない者があるときは、市長は納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとあるが、有料広告料について納期限後20日経過後、督促状の発送をしていないものが1件あった。